

3歳未満のお子様を養育している場合のみ

*国民年金または年金未加入の方は、提出の必要はありません。

申請者が以下に該当した場合、健康保険証※の写しまたは年金加入証明書の原本の添付が必要です。

- (1) 国家・地方公務員共済組合員証をお持ちの方
- (2) 日本郵政共済組合員証をお持ちの方

(注1) 年金加入証明書原本が必要な方は、手当を申請した後、転職等により健康保険証が変わった場合などです。

(注2) 健康保険証の写しを提出する際には、被保険者の方の「記号・番号」及び「保険者番号」にあらかじめマスキング（黒く塗りつぶす等）を行ってください。

※健康保険証がお手元にない場合は、医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を添付してください。

事業主の方へ（お願い）

年金加入証明書は、児童手当の認定のために必要な書類ですので、社員・従業員の方から申請がありましたら証明いただきますようお願いいたします。

児童手当が職場から支給される公務員の方の場合には証明をしないでください。

（年金加入証明書様式）

年金加入証明書

次のとおり年金に加入していることを証明します。

氏名	
加入年金	・厚生年金保険 ・（ ）共済組合 ・その他（ ）
加入年月日	年 月 日

*証明印は事業所印（ない場合は代表者の個人印）を使用してください。

*「加入年月日」欄は、貴事業所において厚生年金の対象となった日を記入してください。

ただし、公務員で独立行政法人等へ派遣されている方については派遣年月日を記入してください。

令和 年 月 日

証明者 事業所所在地

事業所名称

代表者又は責任者